

藤沢市技能職団体連絡協議会補助金交付取扱要綱

制定 昭和50年11月19日

改正 平成23年 4月 1日

改正 平成28年 4月 1日

改正 令和 2年 4月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

改正 令和 5年 4月 1日

改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市技能職団体連絡協議会（以下「藤技連」という。）が行う技能者の社会的、経済的地位と技能の向上、後継者育成を通じて市民生活の安定と向上を図ることを目的とする事業及び運営・事務経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業の範囲は、藤技連が前条の目的で行う事業及び運営・事務経費の一部（別表に定めるもの（以下「事業等」という。））とする。

(補助金額)

第3条 各会計年度において交付する補助金の額は、当該年度の予算として認められた範囲内で交付する。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、会計年度である4月1日から3月31日までとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市技能職団体連絡協議会補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 事務員名簿
- (4) その他、市長が必要と認めたもの

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市技能職団体連絡協議会補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業等の計画変更)

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業等の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市技能職団体連絡協議会事業等計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市技能職団体連絡協議会事業等計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付については、事業等目的を達成するため年4回の前金払いとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業等実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業等を完了したときは、藤沢市技能職団体連絡協議会事業等実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業等終了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業等の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第7号様式)

(備付帳簿)

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業等の施行に関し、必要な帳簿類を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市技能職団体連絡協議会補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年11月19日に施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成 27 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成 31 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和 5 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和 7 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

別表（補助対象経費）

藤技連事務局事務員に掛かる給料、通勤手当、日当
藤技連事務局事務員に掛かる健康保険料等の事業主負担分
藤技連事務局事務室の賃料
藤技連事務局事務室の光熱水費
総会費・会議費のうち、会場費及び議案書等印刷費
事務費
通信費
旅費（他市行事への出席等）
調査広報事業費
地域活動事業費
後継者育成事業費
藤技連組織強化事業費（積立金除く）